

◎長崎支部からのお願い◎

 検査時刻の指定	検査巡回地区の日程は下表の通りとなりますが、1日で数カ所を巡回するためご希望時間に検査にお伺いする運用は不可能ですので 検査時刻の指定はお受けできません。
 提出期限外の申請	申請書の提出期限は 検査希望日の1週間前(土日祝日を除く5営業日前)必着 となります。期限を過ぎて到着した申請は次回以降へ振り替えとなりますのであらかじめ余裕を持った申請をお願いします。
 提出期限および上限締め切りの注意事項	北松地区、五島地区、上五島地区に関しては行程が2日間に及ぶため、 早いほうの日付が提出期限 となります。例: 予定表に3日又は4日と記載→3日の5営業日前が提出期限(必着締め切り)。以降に届いたものは次回以降に振り替え。 隻数過多となった場合は、提出期日に関わらず、申請受付を締め切り させていただきます。詳細は右側QRコードより「出張検査の受付状況」をご確認下さい。※閲覧時現在の状況ですので申請書到着時には締切の場合がございます。
 北松、五島、上五島地区注意事	北松・五島・上五島地区は同じ週に2日間検査日を設けておりますが 2日間のうちのどちらかを指定することはできません。 どちらの日でお伺いするかは検査の前日まで(土日祝日を除く)にお時間の連絡と併せて致します。



◎令和6年7月～R7年6月長崎支部船舶検査予定表◎

検査にお伺いする時間は **検査日の2日～4日前** (土日祝日を除く)に、電話にてご連絡します。(お願い)2前日の正午過ぎて連絡が無い場合はお電話ください。

		R6/7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7/1月	2月	3月	4月	5月	6月
長崎 畝刈 地区	【長崎市】旧外海町・旧琴海町を除く	1 3 8	5 7 19	2 4 9	2 7 9	6 11 13	2 4 9	6 8 15	3 5 10	3 5 10	2 7 9	7 12 14	2 4 9
	【諫早市】多良見町【西彼杵郡】長与町・時津町	10 17 22	21 26 28	11 18 25	16 21 23	18 20 25	11 16 18	20 22 27	12 17 19	12 17 19	14 16 21	19 21 26	11 16 18
	※離島については「離島地区」をご覧ください	24 29 31		30	28 30	27	23	29	26	24 26	23	28	23 25 30
大村 地区	【東彼杵郡】川棚町・東彼杵町【大村市】	1 8 22	5 19 26	2 9 20	7 21 28	11 18 25	2 9 16	6 20 27	3 10 17	3 10 17	7 14 21	12 19 26	2 9 16
	【諫早市】旧諫早市内・高来町・小長井町	29		30			23			24 31	25		23 30
	【佐賀県】鹿島市・嬉野市・藤津郡太良町												
西彼 地区	【西海市】	2 9 16	6 20 27	3 10 17	1 8 15	5 12 19	3 10 17	7 14 21	4 18 25	4 11 18	1 8 15	13 20 27	3 10 17
	【長崎市】旧外海町・旧琴海町 ※離島については「離島地区」をご覧ください	23 30		24	22 29	26		28		25	22		24
佐世 保地 区	【佐世保市】ただし、以下を除く	2 4 9	1 6 8	5 12 19	3 10 17	7 14 21	5 12 19	9 16 23	6 13 20	4 6 11	1 3 8	8 13 15	3 5 10
	浅子町・小佐々町・江迎町・鹿町町・宇久町	11 16 18	20 22 27	26	24 31	28		30	27	13 18 25	10 15 17	20 22 27	12 17 19
	※離島については「離島地区」をご覧ください	23 25 30	29							27	22 24	29	24 26
島原 地区	【島原市】【雲仙市】【南島原市】	4 11 18	1 8 22	5 12 19	3 10 17	7 14 21	5 12 19	9 16 23	6 13 20	6 13 27	3 10 17	8 15 22	5 12 19
	【諫早市】飯盛町・有喜町・森山町	25	29	26	24 31	28		30	27		24	29	26
北松 地区	【佐世保市】浅子町・小佐々町・鹿町町・江迎町	3 又は 4	7/3 又は 1	4 又は 5	2 又は 3	6 又は 7	4 又は 5	8 又は 9	5 又は 6	5 又は 6	2 又は 3	7 又は 8	4 又は 5
	【平戸市】【松浦市】	10 又は 11	7 又は 8	11 又は 12	16 又は 17	13 又は 14	18 又は 19	22 又は 23	19 又は 20	12 又は 13	9 又は 10	14 又は 15	11 又は 12
	【北松浦郡】小値賀町を除く ※離島については「離島地区」をご覧ください	17 又は 18	21 又は 22	18 又は 19	30 又は 31	20 又は 21				26 又は 27	16 又は 17	21 又は 22	18 又は 19
五島 地区	【五島市】福江島	8 又は 9	5 又は 6	9 又は 10	7 又は 8	5 又は 6	2 又は 3	6 又は 7	3 又は 4	3 又は 4	7 又は 8	12 又は 13	9 又は 10
	※福江奈留以外の方は「離島地区」をご覧ください	22 又は 23	26 又は 27	24 又は 25	21 又は 22	18 又は 19	16 又は 17	20 又は 21	17 又は 18	17 又は 18	21 又は 22	26 又は 27	23 又は 24
	【五島市】奈留島	26	23	27	25	29	20	31	28	28	25	30	27
上五島地区	【南松浦郡】新上五島町	16 又は 17	19 又は 20	17 又は 18	15 又は 16	11 又は 12	9 又は 10	14 又は 15	12 又は 13	10 又は 11	14 又は 15	19 又は 20	16 又は 17
離島 地区	離島地区(右記参照)	宇久小値賀地区【小値賀島・宇久島】長崎市【高島・池島】佐世保市【高島・黒島】西海市【松島・平島・江島】平戸市【度島・的山大島】											
	五島市福江島、新上五島町は上記参照	松浦市【青島・飛島】五島市【久賀島・椛島・黄島・赤島】その他離島で小型船舶を所有されている方は裏面をご確認下さい。											
長崎支部への持ち込み検査		【予約制】月曜日～金曜日(祝日を除く)午前9:00～11:00・午後1:00～3:30 船舶番号をご確認の上、検査希望日の1営業日前までにお電話にてご予約ください。											